

婦人関係調査資料No.71

保存資料
婦人課

寡婦等就業実態調査結果報告書

昭和 52 年 6 月

労働省婦人少年局

は し が き

近年、病気、不慮の事故等により夫を失い子供をかかえ、一家の生計のにな手となっている婦人が増加しているといわれている。

これら寡婦等の生活の自立と安定のために就業、福祉等に関する施策を一層充実させる必要がある。

そこで、本年6月寡婦等の就業に関して必要な施策を樹立するための基礎資料とするため、「寡婦等就業実態調査」を実施し、その結果の概要をここにまとめた。

本調査の実施にあたり、御助言、御配慮をいただいた関係者の皆様、調査に応じて下さった対象者の皆様に心から御礼申し上げます。

昭和52年11月

労働省婦人少年局

目 次

はしがき

調査の概要	1
調査結果の概要	6
I 家庭状況	6
1. 本人の状況	6
2. 住居の状況	8
3. 家族の状況	8
4. 家計の状況	9
II 就業に関する状況及び意識	14
1. 現在の状況	14
2. 現在にいたるまでの状況	27
III 職業のための技能・資格及び職業訓練	32
1. 現在までに取得している技能・資格等	32
2. 取得中の技能・資格等	36
3. 取得希望の技能・資格等	37
IV 寡婦等になって困ったこと	39
V 集計結果表	41
付 調査票	48

調 査 の 概 要

1. 調査の目的

この調査は、寡婦等の就業に関する実情をは握し、寡婦等の就業に関して必要な施策を樹立するための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の範囲

(1) 地 域

昭和 5 0 年度国勢調査結果人口集中地区（別記 1 定義参照）

(2) 対 象

満 1 6 歳以上 6 5 歳未満の寡婦等（別記 2 定義参照）のうち、一定の方法により抽出した約 3, 0 0 0 人

3. 調査の時期

(1) 調査対象期日

昭和 5 2 年 5 月 1 日現在。但し、調査事項によっては、昭和 5 2 年 5 月の 1 カ月間

(2) 調査実施期間

昭和 5 2 年 6 月 1 日から 6 月 3 0 日

4. 調査機関

労働省婦人少年局 — 婦 人 少 年 室

5. 調査の方法

婦人少年局、婦人少年室職員及び統計調査員による実地他計調査（調査票様

式 巻末)

6. 調査事項

(1) 家庭状況

- イ. 家族の状況
- ロ. 住居の状況
- ハ. 家計等経済の状況
- ニ. 寡婦等になった理由及びそのために起った問題

(2) 就業に関する状況及び意識

- イ. 現職の状況
- ロ. 寡婦等になった当時の就業状況
- ハ. 転職又は就業希望と求職状況

(3) 職業のための技能・資格及び職業訓練

- イ. 技能・資格等の取得状況
- ロ. 技能・資格等の取得希望状況

(別記1)

人口集中地区の定義

市部・郡部別地域表章が町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなった事情にかんがみ、昭和35年国勢調査で設定された用語である。

昭和50年国勢調査の人口集中地区の設定に当たっては、
注)

- (1) 昭和50年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い調査区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上)が隣接して、

(3) 昭和50年国勢調査時に人口5,000人以上を有し、

(4) 人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上となる地域を構成する場合、

この地域を「人口集中地区」としている。

注) ここでいう「調査区」とは約50世帯200人程度のものである。

(別記2)

寡婦等の定義

母子福祉法第5条第1項に規定する配偶者のない女子であって、20歳未満の子若しくは別表に定める廃疾の状態にある子又は同項第5号の精神若しくは身体の障害により長期にわたって労働の能力を失っている配偶者を扶養しているもの

母子福祉法第5条第1項

(定義)

第5条 この法律において「配偶者のない女子」とは、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と死別した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていないもの及びこれに準ずる次に掲げる女子をいう。

1. 離婚した女子であって現に婚姻をしていないもの
2. 配偶者の生死が明らかでない女子
3. 配偶者から遺棄されている女子
4. 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子
5. 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子

6. 前各号に掲げる者に準ずる女子であつて政令で定めるもの

母子福祉法施行令

(法第5条第1項第6号に規定する政令で定める女子)

第1条 母子福祉法〔昭和39年法律第129号〕以下「法」という。)第5条第1項第6号に規定する政令で定める女子は、次に掲げる女子とする。

1. 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が法令により長期にわたつて拘禁されているためその扶養を受けることができない女子
2. 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの

別 表

- ① 両眼の視力(万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。)の和が0.08以下のもの
- ② 両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に著しい障害を有するもの
- ④ そしゃく機能を欠くもの
- ⑤ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
- ⑥ 両上しのおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- ⑦ 両上しのおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 一上しの機能に著しい障害を有するもの
- ⑨ 一上しのすべての指を欠くもの
- ⑩ 一上しのすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑪ 両下しのすべての指を欠くもの

- ⑫ 一下しの機能に著しい障害を有するもの
- ⑬ 一下しを足関節以上で欠くもの
- ⑭ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- ⑯ 精神又は神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの
- ⑰ 傷病がなおらないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を有するもの

調査結果の概要

I 家庭状況

1. 本人の状況

(1) 年齢構成、寡婦等になった理由

調査対象者の年齢は、40代が最も多く約半数の47.5%であり、30代が33.1%でそれにつづいている(表1-1)。

表1-1 年齢構成

(%)					
計	16歳~19歳	20歳~29歳	30歳~39歳	40歳~49歳	50歳以上
100.0 (2,905)	—	7.0	33.1	47.5	12.4

寡婦等になった年齢をみると、30代が最も多く52.0%、20代が23.8%であり、子供の教育・保育に手のかかる年代の者が多い(表1-2)。

表1-2 寡婦等になった年齢

(%)						
計	19歳以下	20歳~29歳	30歳~39歳	40歳~44歳	45歳~54歳	55歳以上
100.0 (2,905)	0.4	23.8	52.0	15.4	8.1	0.4

寡婦等になった時期をみると昭和43年から昭和48年の間の者が46.9%で最も多く、昭和49年以降のごく最近の者は29.5%であり、寡婦等になってからの年数は平均6.4年である(表1-3)。

表 1-3 寡婦等になった時期

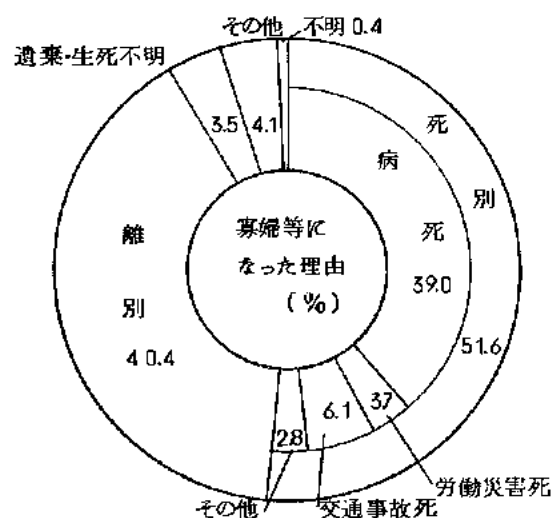
(%)

計	昭和 49年～52年 (0～3年)	昭和 43年～48年 (4～9年)	昭和 42年以前 (10年以上)	寡婦等になって からの年数 (平均)
100.0 (2,905)	29.5	46.9	23.6	6.4年

注) 表頭の()内は寡婦等になってからの期間を示す。

寡婦等になった理由は、死別51.6%、離別40.4%で両者を合すると92.0%を占める。なお、死別では、病死が39.0%で最も多く、交通事故死6.1%、労働災害による死亡は3.7%である。(図1-1)。

図 1-1 寡婦になった理由



(2) 最終学歴

教育程度をみると、初等教育終了者(小学校、高等小学校、新制中学校卒)は50.2%、中等教育終了者(旧制高等女学校、新制高等学校卒)は41.5%、高等教育終了者(旧制専門学校、短大、大卒以上)は6.3%である(表1-4)。

表 1-4 最終学歴

(%)

計	小・高小 新中卒	旧高女 新高卒	旧専門学校 短大卒以上	その他	不明
100.0 (2,905)	50.2	41.5	6.3	1.7	0.3

2. 住居の状況

調査対象者のうち自宅に住んでいる者は39.9%で最も多く、次に民間の借家・間借の者34.3%、公営住宅・母子世帯向住宅に住んでいる者11.4%がつづいている（表1-5）。

表1-5 住居の状況

(%)

計	自 宅	公営住宅 母子世帯向 住宅	社 宅 公務員住宅	民間の 借家・間借	母 子 寮	そ の 他
100.0 (2,905)	39.9	11.4	3.1	34.3	4.6	6.8

3. 家族の状況

(1) 家族概況

家族数は、調査対象者を含め平均3.0人で、そのうち子供の数は平均1.7人である。また、小学生以下の子供をかかえている者は50.5%である。（表1-6、表1-7、表1-8）。

表1-6 家族数

(%)

計	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均
1000 (2905)	35.8	41.2	16.4	4.4	2.2	3.0人

表1-7 子供の数

(%)

計	0人	1人	2人	3人以上	平均
1000 (2905)	0.3	40.1	42.8	16.7	1.7人

表1-8 小学生以下の子供の有無

(%)

計	小学生以下の 子 供 あ り	末子が	末子が	小学生以下の子供なし
		乳 幼 児	小 学 生	
100.0 (2,905)	50.5	16.5	34.0	49.5

扶養家族として親をかかえている者は 11.7%である（表 1-9）。

表 1-9 扶養家族数

(%)					
計	1人	2人	3人以上	不明	親を扶養している者
100.0 (2,905)	41.4	38.7	17.4	2.5	11.7

(2) 乳幼児の保育状況

調査対象者のうち学齢前の乳幼児をかかえている者は 16.5%であるが、そのうち就業者の乳幼児の保育状況をみると、保育所、無認可保育施設、幼稚園等集団保育・教育を受けている乳幼児は 85.7%と大部分を占め、母親本人により就業のかたわら保育されている者は 5.8%である（表 1-8、表 1-10）。

表 1-10 乳幼児の保育状況（就業者）

(%)									
	対象者数	子供数	保育所	無認可 保育施設	幼稚園	本人	家族	知人	その他
就業者	(406)	100.0 (462)	69.0	4.8	11.9	5.8	4.5	1.1	2.8
うち雇 用労働者	(342)	100.0 (389)	72.8	5.7	10.5	4.4	4.4	1.3	1.0

注) 子供数を 100.0 とした構成比である。

4. 家計の状況

(1) 家計費と家計維持手段

5月の家計費（消費支出）は、5万円から10万円未満の者が 37.9%、10万円から15万円未満の者が 37.8%で、つまり5万円から15万円

の層に入る者が75.7%と大半であり、平均は11万1千円である(表I-11)。これは、一般家庭(勤労者世帯、3人世帯で17万5千円昭和52年5月家計調査)と比較すると低い。

就業の有無別にみると、就業者が11万2千円、非就業者は10万5千円である(表I-12)。

表I-11 家計費階級

							(%)
計	5万円未満	5万円～10万円未満	10万円～15万円未満	15万円～20万円未満	20万円以上	不明	平均
100.0 (2,905)	2.2	37.9	37.8	13.3	6.4	2.5	11.1 (万円)

表I-12 就業状況別家計費

(万円)				次にこの家計維持手段を みると、調査対象者の勤労 収入が最も高い割合をしめ る世帯が74.3%で最も多
計	就業者	雇用労働者	非就業者	
11.1	11.2	10.8	10.5	

い。しかし、家族の勤労収入が最も高い割合を占めている世帯が6.0%、年金収入や生活保護が最も高い割合を占めている世帯がそれぞれ5.1%、4.9%ある(表I-13)。

次に調査対象者の勤労収入が最も高い割合を占める世帯における第二番目に高い割合を占める家計維持手段をみると、年金収入が33.1%、児童扶養手当が32.3%とほぼ同率である(表I-14)。

表 I - 1 3 主たる家計維持手段

(%)

計	調査対象者の 勤労収入	家族の 勤労収入	年金収入	生活保護	児童扶養手当	その他	不明
100.0 (2,905)	74.3	6.0	5.1	4.9	0.3	9.9	1.9

注) 調査対象者の家計維持手段のうち最も高い割合を占めるもの。
最も高い割合を占めるものが2つ以上ある場合があるので計は100.0にならない。

表 I - 1 4 従たる家計維持手段

(%)

計	調査対象者の 勤労収入	家族の 勤労収入	年金収入	生活保護	児童扶養手当	その他
100.0 (1,955)	—	9.9	33.1	3.3	32.3	21.3

注) 調査対象者の勤労収入が最も高い割合を占める世帯の第2番目に高い割合を占める家計維持手段をいう。

(2) 社会保障の受給の状況

各種年金、生活保護の受給状況をみてみる。年金受給者は、調査対象者の41.5%でありその種類は国民年金が18.9%、厚生年金が18.4%、恩給等(共済年金を含む)3.0%、その他(労災年金等)5.5%である(表 I - 1 5)。

表 I - 1 5 年金収入の有無とその種類

(%、M.A.)

計	あり	国民年金				厚生年金	恩給等	その他	不明	なし	不明
		国民年金	母子年金	母子福祉年金	その他						
1000 (2905)	41.5	18.9	14.0	2.7	2.8	18.4	3.0	5.5	1.8	55.1	3.4

生活保護を受給している者は、調査対象者の9.0%である(表I-16)

表I-16 生活保護の受給状況

(%)			
計	受給して いる	受給して いない	不 明
100.0 (2,905)	9.0	86.6	4.4

(3) 一時金の受領

最近3年間(昭和49年1月以降)に寡婦等になった者のうち、寡婦等になったことが理由で弔慰金、生命保険金、慰謝料

等のまとまったお金(一時金)を受領した者は36.1%あり、その内容をみると、労災保険金、生命保険金、損害賠償金の保険金及び加害者からのものが最も多く57.6%、次に配偶者であった者の勤務先からの退職金、弔慰金等が51.8%、財産分与、慰謝料、養育費等配偶者からのものが15.9%とつづいている(表I-17)。

その金額をみると、100万円以上500万円未満の者が最も多く35.6%で、次が50万円未満の25.3%、500万円以上が23.9%となっている(表I-18)。

表I-17 一時金受領の有無とその種類(昭和49年以降寡婦等になった者)

(%, M.A.)							
計	あり					なし	不明
		退職金 弔慰金等	労災保険金 生命保険金 損害賠償金等	財産分与 慰謝料 養育費等	その他		
100.0 (857)	36.1 (309)					46.3	17.6
	100.0	51.8	57.6	15.9	10.7		

注) 下段は、受領「あり」の者を100.0とした構成比である。

表 1-18 一時金の金額

計	(%)				
	50万円 未満	50万円～ 100万円未満	100万円～ 500万円未満	500万円 以上	不 明
100.0 (30.9)	25.3	12.0	35.6	23.9	3.2

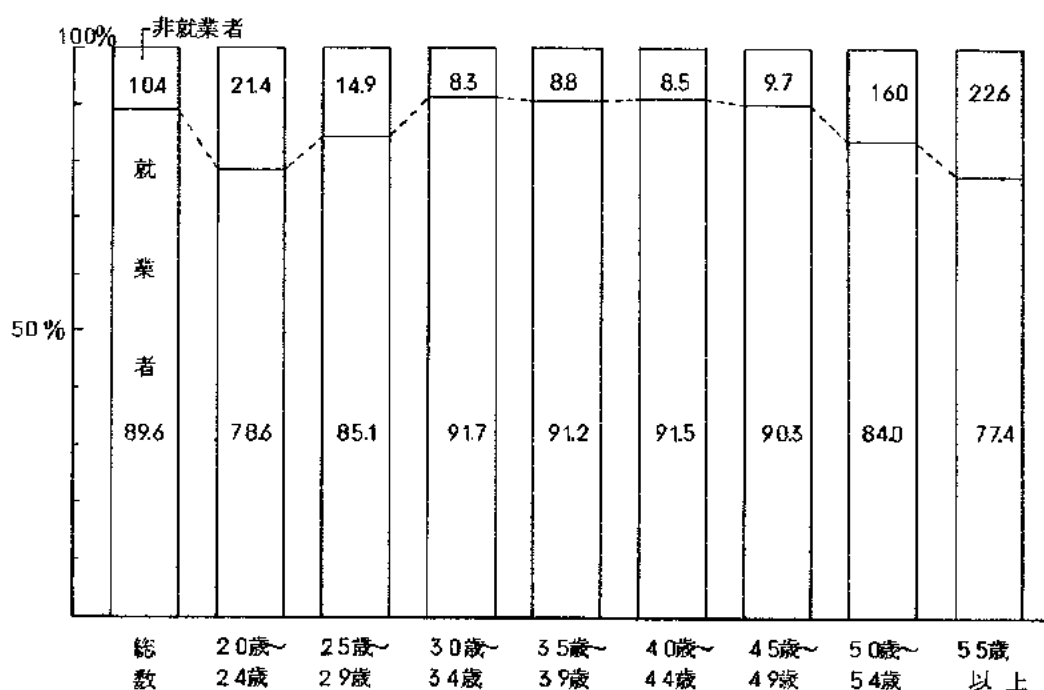
Ⅱ 就業に関する状況及び意識

1. 現在の状況

(1) 就業者の実態

調査対象者のうち、現在収入を伴う仕事をしている者（就業者）は89.6%であり、20代、及び50歳以上を除き、各年齢階級で90%を越えている（図Ⅱ-1）。

図Ⅱ-1 年齢階級別就業状況

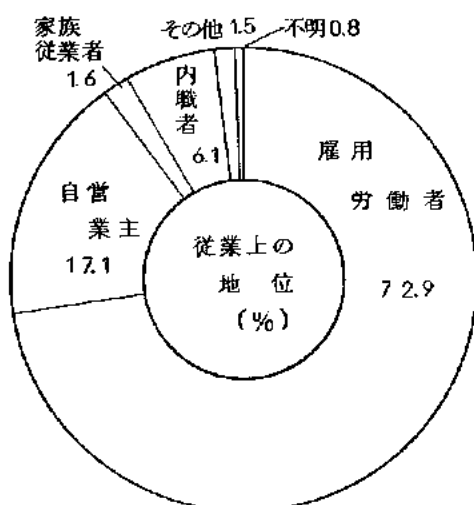


就業者のうち、二つ以上の仕事に従事している者は5.0%なので、ここでは特にことわりのないかぎり主たる仕事についてみることにする。

① 主たる仕事の従業上の地位、職種、就業状況等

従業上の地位別では、雇用労働者が全就業者の72.9%を占め最も多く、次に自営業主17.1%、内職者6.1%、家族従業者1.6%となっている（図Ⅱ-2）。

図Ⅱ-2 従業上の地位



職種では、サービス職業従事者が最も多く28.6%であり技能工・生産工程作業者20.9%、販売従事者20.8%、事務従事者17.8%がつづいている(表Ⅱ-1)。サービス職業従事者の内訳をみると、料理人が最も多く28.8%であり、接客社交係19.0%、給仕人10.6%、理容師美容師7.1%となっている(表Ⅱ-2)。

表Ⅱ-1 職種の状況

(%)

計	専技術的 管理職業従事者	事務 従事者	販売 従事者	運輸 従事者	技能工 生産工程 作業者	サービス 職業従事者	その他
100.0 (2,602)	8.8	17.8	20.8	1.1	20.9	28.6	2.1

表Ⅱ-2 サービス職業従事者の内訳

(%)

計	家政婦等 家事サー ビス 職業 従事者	理容師 美容師	クリー ニング職	料理人	給仕人	接客 社交係	下宿およ びアパー トの管理 人 寮 母	その他	不明
100.0 (743)	6.1	7.1	2.2	28.8	10.6	19.0	6.7	17.8	1.7

次に就業状況についてみると、通常の日の一日の仕事を始めてから終えるまでの時間（休憩時間を含む）の平均は、就業者全体では8時間17分であり従業上の地位別では自営業主が最も多く9時間26分であり、家族従業者の8時間39分、内職者の8時間12分、雇用労働者の8時間2分がつづいている（表Ⅱ－3）。

表Ⅱ－3 従業上の地位別就業状況

従業上の地位	就 業 時 間 （仕事を始めてから終える までの時間）（時間分）		就 業 日 数 （日）	勤 労 収 入 （万円）
計	8	1 7	2 3.6	9.5
雇 用 労 働 者	8	0 2	2 3.2	8.9
自 営 業 主	9	2 6	2 5.6	1 3.5
家 族 従 業 者	8	3 9	2 4.3	9.8
内 職 者	8	1 2	2 3.3	5.5

注）計には従業上の地位「その他」「不明」を含む。
就業時間には休憩時間を含む。

5月1カ月の就業日数は就業者全体では23.6日であり、従業上の地位別では自営業主が最も多く25.6日で次に家族従業者の24.3日、内職者の23.3日、雇用労働者の23.2日がつづいている（表Ⅱ－3）。

5月の勤労収入（手取）をみると就業者全体では9万5千円であり、従業上の地位別では自営業主が最も多く13万5千円であり、家族従業者の9万8千円、雇用労働者の8万9千円がつづき内職者は5万5千円となっている（表Ⅱ－3）。

② 従たる仕事の従業上の地位、職種、就業状況等

次に二つ以上の仕事についている者は就業者の5.0%とわずかである

がその二番目の仕事（従たる仕事）についてみると、従業上の地位別では、雇用労働者が最も多く46.6%であり内職者が25.2%、その他自営業主・家族従業者等が26.7%である（表Ⅱ-4）。職種ではサービス職業従事者が最も多く32.8%であり販売従事者20.6%、技能工・生産工程作業者20.6%がつづいている（表Ⅱ-5）。

表Ⅱ-4 従たる仕事の従業上の地位

(%)

計	雇用労働者	内 職 者	そ の 注) 他	不 明
100.0 (131)	46.6	25.2	26.7	1.5

注) 自営業主、家族従業者等である。

表Ⅱ-5 従たる仕事の職種

(%)

計	専門的技術 的管 理 的 職 業 従 事 者	事 務 者 従 事 者	販 売 者 従 事 者	運輸・通信 従 事 者	技能工・ 生産工程 作 業 者	サービス職業 従 事 者	そ の 他
100.0 (131)	6.9	6.9	20.6	1.5	20.6	32.8	10.7

これらの者のなかには、例えば昼間パートタイマーとして工場で働き、夜は家で内職をしている者、タバコ店を開き店番をしながら内職をしている者、通常の日仕事は事務員として働き、休日に宴会の接客員として働いている者などがいるが、その従たる仕事の仕事を始めてから終えるまでの時間（休憩時間を含む）の平均は4時間21分である（表Ⅱ-6）なお一日に二つの仕事に従事する日の仕事を始めてから終えるまでの時間（休憩時間を含む）の合計の平均は9時間59分である。

5月1カ月のこの従たる仕事につく日数(就業日数)は17.3日で(表Ⅱ-6)、主たる仕事に従事する日も含めると、5月1カ月の就業する日数は26.1日となる。

勤労収入(手取)は3万8千円であり(表Ⅱ-6)、主たる仕事の勤労収入と合わせると10万6千円である。

表Ⅱ-6 従たる仕事の就業状況

就 業 時 間 (仕事を始めてから終えるまでの 時間)注)(時間 分)	就 業 日 数 (日)	勤 労 収 入 (万円)
4 21	17.3	3.8

注) 休憩時間を含む。

③ 雇用労働者の実態

次に就業者の72.9%を占める雇用労働者についてみることにする。

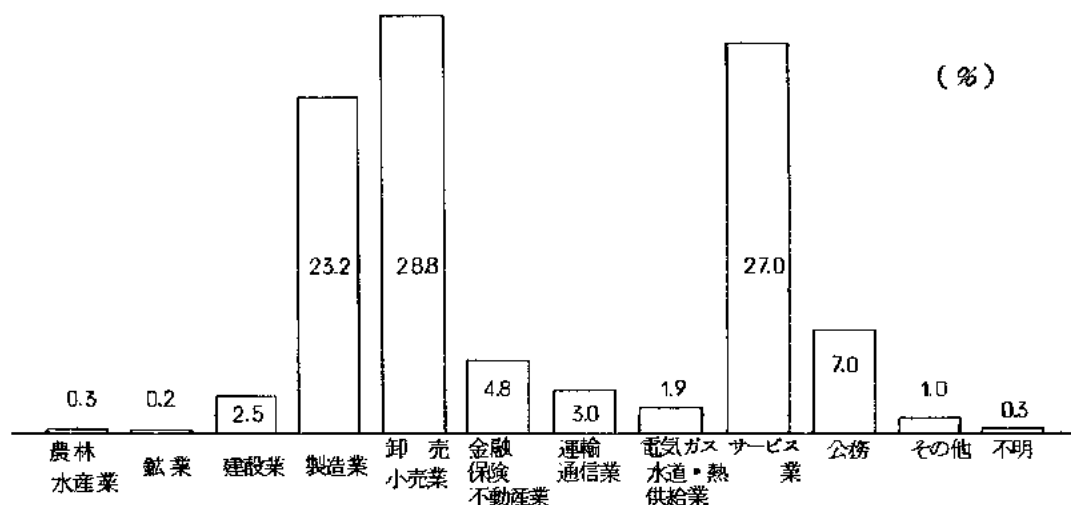
雇用されている事業所は、民間事業所88.2%、官公庁10.6%であり、民間事業所について規模別にみると、30人未満の事業所に雇用されている者が53.0%を占めている(表Ⅱ-7)。

表Ⅱ-7 事業所規模(雇用労働者)

							(%)
計	民 間 事業所	30人 未満	30人~ 99人	100人~ 299人	300人 以上	官公庁	不 明
100.0 (1,897)	88.2	53.0	18.7	9.4	7.2	10.6	1.2

雇用されている事業所の産業をみると、卸売・小売業 28.8%、サービス業 27.0%、製造業 23.2%に集中している（図Ⅱ-3）。

図Ⅱ-3 雇用されている事業所の産業（官公庁を含む）



職種では、サービス職業従事者 29.6%の次に、事務従事者 23.6%があり、技能工・生産工程作業員 18.8%、販売従事者 16.4%がつづいている（表Ⅱ-8）。

表Ⅱ-8 職種の状況（雇用労働者）

(%)

計	専門的 技術的 管理的 職業従事者	事務従事者	販売従事者	運輸通信 従事者	技能工・生 産工程作業員	サービス 職業従事者	その他
100.0 (1,897)	8.9	23.6	16.4	1.4	18.8	29.6	1.3

雇用形態をみると、常雇が86.9%、臨時・日雇が11.9%である。
就労形態別にみると、フルタイマーが80.9%、パートタイマーが17.0%であり、常雇でフルタイマーの者は75.8%である(表Ⅱ-9)。

表Ⅱ-9 就労形態、雇用形態(雇用労働者) (%)

就 労 形 態	計	常 雇	臨 時 雇 日 雇	不 明
計	100.0 (1,897)	86.9	11.9	1.2
フルタイマー	80.9	75.8	4.9	0.2
パートタイマー	17.0	10.1	6.8	0.1
不 明	2.1	1.0	0.3	0.9

賃金形態をみると、賃金が月額いくらで支給されている者が最も多く57.8%であり、日額、時間給いくらで支給されている者がそれぞれ26.7%、9.1%である(表Ⅱ-10)。

表Ⅱ-10 賃金形態(雇用労働者)

(%)					
計	月 給 ¹⁾	日 給 ²⁾	時 間 給 ³⁾	そ の 他	不 明
100.0 (1,897)	57.8	26.7	9.1	5.0	1.4

注1) 賃金が月額いくらで定められているもの。

2) 賃金が日額いくらで定められているもの。

3) 賃金が時間給いくらで定められているもの。

通常の日の一日の仕事を始めてから終えるまでの時間(休憩時間を含む)の平均は8時間2分で、5月の就業日数は23.2日である(表Ⅱ-3)。

5月の平均勤労収入（手取）は8万9千円（一般女子労働者平均勤労収入《税込》9万4千円、昭和51年賃金構造基本統計調査）であり、これは、家計費（消費支出）10万8千円に対し82.4%と下回っており、Iの4の家計の状況で述べたように、家計を勤労収入以外の収入で補っている（表Ⅱ-3、表Ⅰ-12）。

寡婦等になってから、現職についた者の入職経路をみると、縁故、知人等の紹介によって就職した者が57.8%で最も多く公共職業安定所等の公的機関の紹介により就職した者は15.4%である（表Ⅱ-11）。

通勤時間は、30分未満の者がほとんどで81.6%、15分未満の者が46.2%ある（表Ⅱ-12）。

表Ⅱ-11 入職経路（寡婦等になってから、雇用労働者になった者）

(%)

計	公的機関の紹介	縁故知人の紹介	自己就職 ^{注)}	その他	不明
100.0 (1,536)	15.4	57.8	18.6	4.7	3.6

注) 新聞広告、会社・工場の門前募集をみて直接応募し就職することをいう。

表Ⅱ-12 通勤時間（雇用労働者）

(%)

計	15分 未満	15分～ 29分	30分～ 59分	60分 以上	不明
100.0 (1,897)	46.2	35.4	13.4	1.8	3.2
	81.6				

④ 転職希望の有無とその内容

全就業者のうち、現在転職を希望している者は23.0%であり、年齢階級別にみると20代が33.9%で最も多く年齢が高くなるにしたがって、少なくなっている(表Ⅱ-13)。

従業上の地位別では、内職者27.2%、雇用労働者の25.8%に転職希望者が多く、自営業主では10.8%と少ない(表Ⅱ-14)。

表Ⅱ-13 年齢階級別転職希望者(就業者)

転職希望の有無	(%)					
	計	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 54歳	55歳以上
計	100.0 (2,602)	100.0 (1,711)	100.0 (879)	100.0 (760)	100.0 (720)	100.0 (72)
転職希望あり	23.0	33.9	24.1	22.2	20.6	15.3
転職希望なし	74.3	64.3	72.7	75.8	76.4	79.2
その他	0.3	—	0.6	0.1	—	1.4
不明	2.5	1.8	2.6	1.8	3.1	4.2

表Ⅱ-14 従業上の地位別転職希望者(就業者)

転職希望の有無	(%)				
	計	雇用労働者	自営業主	家族従業者	内職者
計	100.0 (2,602)	100.0 (1,897)	100.0 (445)	100.0 (41)	100.0 (158)
転職希望あり	23.0	25.8	10.8	22.0	27.2
転職希望なし	74.3	71.5	87.0	78.0	69.0
その他	0.3	0.3	—	—	0.6
不明	2.5	2.4	2.2	—	3.2

注) 計には従業上の地位「その他」「不明」を含む。

転職希望者のうち、78.6%は雇用労働者への就業を希望しており、そのうち、何らかの求職活動をしている者は29.4%である。その活動内容をみると、大半が新聞の求人広告を閲覧したり知人に依頼している者等21.1%であり、公共職業安定所に求職申込みをしたり、会社・工場等を訪問した者はそれぞれ6.2%、1.5%である（表Ⅱ-15）。

表Ⅱ-15 雇用労働希望者の求職活動状況（転職希望者）

(%)

転職希望者	雇用労働者希望	求職活動あり	求 職 活 動 の 方 法				求職活動なし	不 明
			公共職業安定所に求職中	会社・工場等を訪問	新聞広告閲覧 知人に依頼等	不 明		
100.0 (598)	78.6 (470)	29.4	6.2	1.5	21.1	0.6	69.1	1.5

注) 下段は雇用労働者希望を100.0とした構成比である。

⑤ 就業理由と就業継続意思

就業者の就業の理由をみると、「生計を支えるため」とする者が96.3%と大部分を占め、「生活をより豊かにするため」「自分の能力をいかすため」とする者はほとんどなく、一家の生計のにない手となっていることを示している（表Ⅱ-16）。

表Ⅱ-16 就業理由（就業者）

(%)

計	生計を支えるため	子供の学資を得るため	生活をより豊かにするため	自分の能力をいかすため	その他	不 明
100.0 (2,602)	96.3	1.3	0.7	0.5	0.7	0.4

次に就業継続意思について就業者全体をみると「体力がつづくかぎり働きたい」とする者が60.2%と最も多く、次に「子供が一人前になるまで働きたい」とする者が23.3%で、つづいている。

従業上の地位別にみると、内職者、自営業主では「体力がつづくかぎり働きたい」とする者が多くそれぞれ69.6%、66.3%である（表Ⅱ-17）。

表Ⅱ-17 就業継続意思（就業者）

(%)

従業上の地位	計	子供が一人前になるまで	再婚するまで	60歳ぐ らいまで	体力がつ づくかぎ り	わからない	その他	不 明
計	100.0 (2,602)	23.3	1.5	6.2	60.2	5.2	3.2	0.4
雇用労働者	100.0 (1,897)	24.1	1.6	7.0	58.6	5.0	3.5	0.2
自営業主	100.0 (445)	21.3	0.9	4.0	66.3	4.3	2.0	1.1
家族従業者	100.0 (41)	29.3	2.4	—	56.1	7.3	4.9	—
内職者	100.0 (158)	13.9	0.6	3.8	69.6	10.1	1.3	0.6

注) 計には従業上の地位「その他」「不明」を含む。

(2) 非就業者の実態

① 就業希望の有無とその内容

現在、種々の理由で、収入を伴う仕事をしていない者（非就業者）は、調査対象者の10.4%であるが、このうち就業を希望している者は57.1%であり、年齢階級別にみると、20代が75.0%で最も多く年齢が高くなるにつれて希望者が少なくなっており、転職希望の場合と同じ傾向である（表Ⅱ-18）。

表Ⅱ－１８ 年齢階級別就業希望者（非就業者）

（％）

就業希望の有無	計	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 54歳	55歳以上
計	100.0 (303)	100.0 (32)	100.0 (83)	100.0 (71)	100.0 (96)	100.0 (21)
就業希望あり	57.1	75.0	68.7	60.6	45.8	23.8
就業希望なし	26.0	3.1	18.1	22.5	37.5	52.4
その他	2.0	—	4.8	1.4	1.0	—
不明	14.9	21.9	8.4	15.5	15.6	23.9

就業希望者のうち、72.8％は雇用労働者への就業を希望しておりそのうち、何らかの求職活動をしている者は42.1％である。その活動内容をみてみると、公共職業安定所に求職中の者が16.7％、会社・工場等を訪問した者が3.2％である（表Ⅱ－１９）。

表Ⅱ－１９ 雇用労働希望者の求職活動状況（就業希望者）

（％）

就業希望者	雇用労働者 希 望	求職活動 あり	求 職 活 動 の 方 法				求職活動 なし	不 明	
			公共職業 安定所に 求職中	会社・工 場等を訪 問	新聞広告・関 知人に依頼 等	不 明			
100.0 (173)	72.8 (126)	100.0	42.1	16.7	3.2	22.2	—	54.8	3.2

注）下段は雇用労働者希望を100.0とした構成比である。

② 働いていない理由

次に就業を希望している者の現在働いていない理由をみると「家族のめんどうをみるため」が最も多く41.6%を占め、なかでも20代では58.3%が「家族」のなかでも「乳幼児のめんどうをみるため」となっているのが目立っている。次に多いのが「病弱のため」24.9%であり、40～44歳層では37.2%で、他の年齢階級に比べて多くなっている(表Ⅱ-20)

表Ⅱ-20 年齢階級別働いていない理由(就業希望者)

働いていない理由	(%, M. A.)					
	計	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 54歳	55歳以上
計	100.0 (173)	100.0 (24)	100.0 (57)	100.0 (43)	100.0 (44)	※ (5)
家族のめんどうを みるため	41.6	62.5	47.4	39.5	29.5	—
乳 幼 児	29.5	58.3	33.3	23.2	18.2	—
そ の 他	16.8	4.2	17.5	23.3	18.2	—
労働時間帯があわ ないため	23.1	20.8	22.8	20.9	29.5	—
病 弱 の た め	24.9	12.5	17.5	37.2	22.7	※
技能等を習得中の ため	9.8	8.3	12.3	7.0	11.4	—
雇ってくれるとこ ろがないため	12.1	8.3	12.3	16.3	9.1	※
職場で働く自信が ないため	13.9	12.5	7.0	14.0	25.0	—
そ の 他	11.6	4.2	15.8	14.0	9.1	—
不 明	2.3	—	3.5	—	4.5	—

注) ※印は対象者が少ないので構成比は算出しない。

2. 現在にいたるまでの状況

(1) 寡婦等になった当時、及びその後の就業状況

寡婦等になった当時就業していた者は46.5%で、その従業上の地位をみると雇用労働者が56.6%で最も多く、次に自営業主、家族従業者がそれぞれ15.6%、14.7%とつづいている(表Ⅱ-21)。職種をみると技能工・生産工程作業者が27.4%で最も多く、サービス職業従事者24.2%、販売従事者20.1%がそれにつづいている(表Ⅱ-22)。

表Ⅱ-21 寡婦等になった当時とその後の就業の有無と従業上の地位 (%)

計	寡婦等になった当時の就業の有無										
	あ						なし	その後の就業の有無			不明
	あり	雇用労働者	自営業主	家族従業者	内職者	その他		あり	なし	不明	
100.0	46.5						52.8				0.7
(2905)	(1352)						(1534)				
100.0	56.6	15.6	14.7	10.4	2.2	0.4	100.0	89.6	9.8	0.7	

注) 下段は就業「あり」「なし」の者をそれぞれ100.0とした構成比である。

表Ⅱ-22 寡婦等になった当時の職種 (%)

計	専門的技術的 職業従事者	事務 従事者	販売 従事者	運輸・通信 従事者	技能工・ 生産工程 作業員	サービス 職業従事者	その他	不明
100.0	7.0	14.7	20.1	1.5	27.4	24.2	4.6	0.5
(1,352)								

寡婦等になった当時、就業していなかった者は52.8%であるが、そのうち、89.6%と大部分の者がその後就業を経験しており、(現在も就業している者は86.0%〔表Ⅱ-25〕)現在まで一度も就業していない者は9.8%にすぎない(表Ⅱ-21)。

(2) 転職状況

寡婦等になった当時就業していた者、及び寡婦等になった後就業した者のうち寡婦等になってから現在にいたるまでに39.5%の者が転職を経験しており、このうち寡婦等になった当時就業していた者は45.0%で、寡婦等になった後就業した者34.2%と比べると高い。これは、寡婦等になった当時就業していた者は、寡婦等になったため、居住地を変更したり、より高い収入が必要であったりして、転職する場合が多いことによるとみられる(表Ⅱ-23)。

表Ⅱ-23 現在にいたるまでの転職状況

(%)

就業の時期	・ 計	転 職 あ り	1 回	2,3回	4回以上	不 明	転 職 な し	退 職	不 明
計	100.0 (2,726)	39.5	21.2	14.1	3.5	0.8	55.5	2.9	2.1
寡婦等にな った当時就 業していた者	100.0 (1,352)	45.0	26.3	14.3	3.4	1.0	50.0	3.2	1.8
寡婦等にな った後就業した 者	100.0 (1,374)	34.2	16.2	13.9	3.6	0.6	60.9	2.5	2.3

転職の回数は1回の者が21.2%と最も多く、4回以上の者は3.5%と少ない(表Ⅱ-23)。

次に転職の理由をみると、自己都合による者が77.6%で圧倒的に多く、その中で「収入が少ない」28.8%、「安定した職場で働きたい」19.3%などの経済的理由、「家庭の事情」20.0%、「健康上の問題」16.1%によるものが比較的多い(表Ⅱ-24)。

表Ⅱ-24 転職理由

(%, M. A.)

計	自己都合	収入が 少ない	家庭の 事情	安定した 職場で働 くため	健康上 の問題	その他	その他	不明
100.0 (1,078)	77.6	28.8	20.0	19.3	16.1	16.4	20.9	1.5

(3) 従業上の地位の変化

寡婦等になった当時就業していた者は46.5%であるが、現在では89.6%とほとんどの者が就業している。ここでは、その従業上の地位の推移をみることにする。

寡婦等になった当時と現在の従業上の地位を比較すると、全体では雇用労働者数が約2.5倍に、自営業主数が約2倍に増加しており、家族従業者数は $\frac{1}{5}$ に減少している(図Ⅱ-4)。

寡婦等になった当時就業していた者のうち93.7%と大部分の者が現在も就業しており、その従業上の地位の推移をみると、当時雇用労働者であった者では82.7%と大部分の者が現在も雇用労働者である。

自営業主であった者では69.2%の者が現在も自営業主であるが、22.3%の者は雇用労働者となっている。

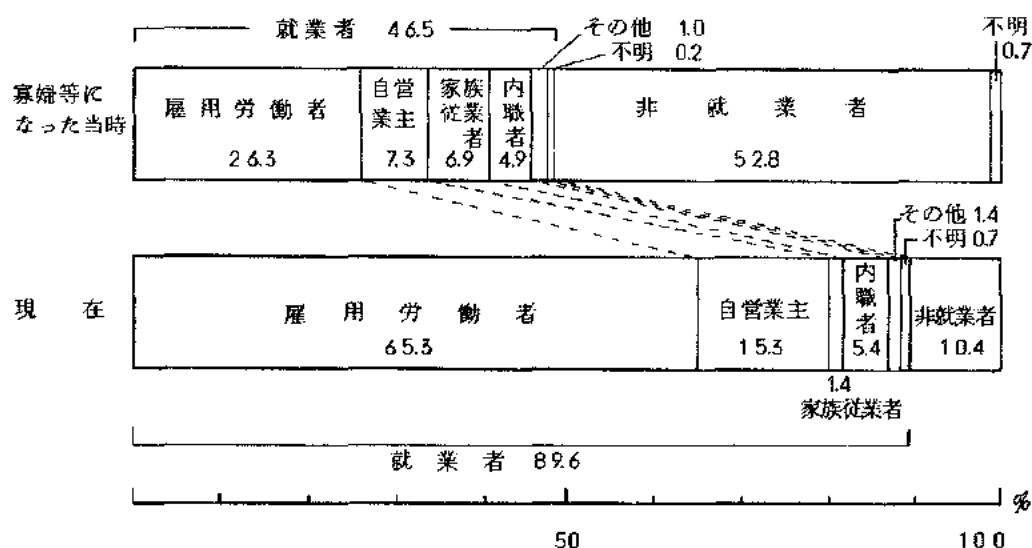
家族従業者であった者では、現在自営業主になっている者が最も多く48.2

%であるが、これは夫の死により夫にかわって自営業主となった者と思われる。また次に多いのが雇用労働者で34.2%である。

内職者であった者では、現在も内職をしている者は37.6%であり雇用労働者になった者49.6%に比べると少ない。

寡婦等になった当時就業していなかった者は調査対象者の52.8%であるがこのうち現在就業している者は86.9%であり従業上の地位では雇用労働者が68.2%と最も多い(表Ⅱ-21、表Ⅱ-25)。

図Ⅱ-4 寡婦等になった当時の従業上の地位と現在の従業上の地位



表Ⅱ-25 寡婦等になった当時の従業上の地位別現在の従業上の地位

(%)

当時の就業の有無 従業上の地位	計	現在						現在 非就業者
		就業者	雇用 労働者	自営業主	家族 従業者	内職者	その他 不明	
計	100.0 (2,905)	89.6	65.3	15.3	1.4	5.4	2.1	10.4
就業していた者	100.0 (1,352)	93.7	62.1	22.2	2.1	5.1	2.1	6.3
雇用労働者	100.0 (765)	92.3	82.7	6.4	0.7	0.8	1.7	7.7
自営業主	100.0 (211)	95.7	22.3	69.2	0.5	2.4	1.4	4.3
家族従業者	100.0 (199)	96.5	34.2	48.2	10.6	2.5	1.0	3.5
内職者	100.0 (141)	95.7	49.6	5.0	0.7	37.6	2.8	4.3
その他、不明	100.0 (36)	88.9	61.1	5.6	2.8	—	19.5	11.1
就業していなかった者	100.0 (1,534)	86.0	68.2	9.2	0.8	5.7	2.1	14.0
不明	100.0 (19)	84.2	57.9	21.1	—	5.3	—	15.8

(4) 寡婦等になる以前の職業経験の有無と継続状況

寡婦等になる以前に1年以上の職業経験を持っている者は69.6%であり、このうち現在までその職業を続けている者は23.3%である。

また寡婦等になる以前に職業経験を持たなかった者は30.4%ある(表Ⅱ-26)。

表Ⅱ-26 寡婦等になる以前の1年以上の職業経験の有無

(%)

計	あり	現在まで継続 している者	なし
100.0 (2,905)	69.6 (2,021)	23.3	30.4
	100.0		

注) 下段は職業経験ありの者を100.0とした構成比である。

Ⅲ 職業のための技能・資格及び職業訓練

1 現在までに取得している技能・資格等

(1) 取得者の年齢と就業の有無

職業のための技能・資格等の取得状況をみると、現在何らかの技能・資格等をもっている者は34.5%あり、年齢階級別にみると、30代が取得している者の割合が最も高く42.4%であり、20代38.4%がそれにつづき、40歳～44歳層が31.9%、45歳から54歳層が28.8%である(表Ⅱ-1)。

表Ⅱ-1 年齢階級別技能・資格等の取得・取得中・取得希望の有無

(%)

取得種目の有無 取得中種目の有無 取得希望の有無	計	20歳～ 29歳	30歳～ 39歳	40歳～ 44歳	45歳～ 54歳	55歳以上
計	100.0 (2,905)	100.0 (203)	100.0 (962)	100.0 (831)	100.0 (816)	100.0 (93)
取得種目あり	34.5	38.4	42.4	31.9	28.8	16.1
取得種目なし	65.5	61.6	57.6	68.1	71.2	83.9
取得中種目あり	4.1	4.4	5.4	3.7	3.1	2.2
取得中種目なし	95.9	95.6	94.6	96.3	96.9	97.8
取得希望あり	19.8	36.0	24.7	18.9	12.7	4.3
取得希望なし	80.2	64.0	75.3	81.1	87.3	95.7

就業の有無別にみると、就業者では技能・資格等を取得している者は35.7%で、非就業者23.4%より高く、従業上の地位別にみると、自営業主が47.7%で最も高い(表Ⅱ-2、表Ⅱ-3)。

表Ⅱ-2 就業の有無別技能・資格等の取得・取得中・取得希望の有無

(%)

就業状況	計	取得種目 あり	なし	取得中種目 あり	なし	取得希望 あり	なし
計	100.0 (2,905)	34.5	65.5	4.1	95.9	19.8	80.2
就業者	100.0 (2,602)	35.7	64.3	4.0	96.0	19.7	80.3
非就業者	100.0 (303)	23.4	76.6	4.6	95.4	21.1	78.9

表Ⅱ-3 従業上の地位別技能・資格等の取得・活用状況

(%)

従業上の地位	計	技能・資格 等を取得し ている者	活用状況		技能・資格 等未取得し ていない者
			活用して いる者	活用して いない者	
計	100.0 (2,602)	35.7	22.4	13.3	64.3
雇用労働者	100.0 (1,897)	33.0	18.8	14.2	67.0
自営業主	100.0 (445)	47.7	35.1	12.6	52.4
家族従業者	100.0 (41)	43.9	34.1	9.8	56.1
内職者	100.0 (158)	32.2	25.9	6.3	67.7

注) 計には従業上の地位、「その他」「不明」を含む。

(2) 取得時期、取得方法及び取得に要した期間

技能・資格等の取得時期をみると、寡婦等になってから取得した者は、資格取得者の29.1%である(表Ⅱ-4)。

取得方法は「専修学校・各種学校」での取得者が39.0%で最も多い(表Ⅱ-5)。

表Ⅱ-4 技能・資格等の取得時期

(%)

計	寡婦等になる以前	寡婦等になった後	不 明
100.0 (1,001)	69.2	29.1	1.7

表Ⅱ-5 技能・資格等の取得方法

(%)

計	学 校 ^{注)}	公共職業 訓練施設	専修学校 各種学校	通信教育	そ の 他	不 明
100.0 (1,243)	22.9	1.4	39.0	3.5	29.2	3.9

注) 学校教育法でいう学校をいう。

取得するのに要した期間は、1年以上の者が48.5%と最も多いが、3カ月未満の者も27.4%でかなり多い(表Ⅲ-6)。

表Ⅲ-6 技能・資格等の取得に要した期間

(%)					
計	3カ月未満	3カ月～ 6カ月未満	6カ月～ 1年未満	1年以上	不 明
100.0 (1,243)	27.4	10.0	9.9	48.5	4.3

(3) 技能・資格等の種類と職業への活用状況

取得している技能や資格等の種目は、「車の運転免許」が24.7%で最も多く、「珠算・簿記・医療事務等」13.8%、「洋裁・和裁・編物・手芸等」11.7%がそれに続いている(表Ⅲ-7)。

表Ⅲ-7 技能・資格等の取得種目別活用状況

(%)														
活用状況	人 数	種目数	教 員	看護婦 助産婦 保健婦	保 母	調理師 栄養士	タイ 速 記	珠 算 簿 記 医療事 務 等	理容師 美容師	花 道 書 道 音楽等	洋 裁 編 物 手 芸 等	車 の 運 転 免 許	其 他	不 明
計	(1001)	100.0 (1,243)	6.4 (79)	4.7 (58)	2.8 (35)	10.7 (133)	4.2 (52)	13.8 (172)	7.2 (90)	4.7 (58)	11.7 (146)	24.7 (307)	8.9 (111)	0.2 (2)
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
活用あり	58.8	55.0	38.0	81.0	54.3	66.9	40.4	62.2	64.4	32.8	49.3	51.5	57.7	—
活用なし	37.3	40.2	53.2	15.5	40.0	29.3	50.0	34.9	32.2	62.1	48.6	44.6	33.3	—
不 明	3.9	4.7	8.9	3.4	5.7	3.8	9.6	2.9	3.3	5.2	2.1	3.9	9.0	100.0

これら技能・資格等の現在の職業への活用状況を、活用している割合の高い順にあげてみると「看護婦・助産婦・保健婦」81.0%「調理師・栄養士」66.9%「理容師・美容師」64.4%「珠算・簿記・医療事務等」62.2%「車の運転免許」51.5%となる(表Ⅲ-7)。

この活用している割合を取得時期別にみると、寡婦等になった後に取得した種目では64.3%であり、寡婦等になる以前に取得した種目の56.0%より高い(表Ⅲ-8)。

表Ⅱ-8 技能・資格等の取得時期別活用状況 (％)

活 用 状 況	計	活用あり	活用なし	不 明
計	1 0 0.0 (1,243)	5 5.0	4 0.2	4.7
寡婦等になる以前	1 0 0.0 (729)	5 6.0	4 1.6	2.5
寡婦等になった後	1 0 0.0 (319)	6 4.3	3 3.2	2.5
不 明	1 0 0.0 (195)	3 6.4	4 6.7	1 6.9

また、従業上の地位別では自営業主が最も高く、35.1％の者が活用しており、雇用労働者では18.8％の者が活用している（表Ⅱ-3）。

これらの技能・資格等を活用している者と技能・資格等を持たない者との勤労収入（手取）を比較してみると、活用している者の平均は11万6千円で、技能・資格等を持たない者の平均8万7千円より33.3％高い（表Ⅱ-9）。

表Ⅱ-9 従業上の地位、技能・資格等の取得活用状況別勤労収入（手取）
(万円)

従業上の地位	計	取得しており活用 している	取得しており活用 していない	取得していない
計	9.5	11.6	9.8	8.7
雇 用 労 働 者	8.9	10.6	9.2	8.3
自 営 業 主	13.5	15.0	12.9	12.6
家 族 従 業 者	9.8	12.2	6.3	9.2
内 職 者	5.5	7.2	3.9	4.9

注）計には従業上の地位「その他」「不明」を含む。

2 取得中の技能・資格等

(1) 取得中の者の年齢と就業の有無

現在何らかの技能・資格等を取得中の者は4.1%あり、年齢階級別では30代5.4%、20代4.4%で年齢による差はあまりみられない(表Ⅱ-1)。

また、就業の有無別に取得中の者の割合をみると就業者4.0%、非就業者4.6%である(表Ⅱ-2)。

(2) 取得中の技能・資格等の種類と活用の可能性

取得中の種目のなかで最も多いのは「洋裁・和裁・編物・手芸等」21.8%であり、「茶道・花道・書道・音楽等」20.2%、「調理師・栄養士」10.9%がこれにつづく(表Ⅱ-10)。

表Ⅱ-10 技能・資格等の取得中種目

(%)											
計	教員	看護婦 助産婦 保健婦	保母	調理師 栄養士	タイプ 速記	珠算 簿記 医療 事務等	理容師 美容師	茶花 道道 書道 音楽等	洋和 裁裁 編物 手芸等	車の 運転 免許	その他
100.0 (119)	1.7	2.5	3.4	10.9	3.4	5.0	1.7	20.2	21.8	5.9	23.5

これら種目の勉強開始時期は寡婦等になってから3年を越える者が45.4%で最も多く、次に寡婦等になってから3年以内の者37.8%がつづき、寡婦等になる以前から始めている者は5.0%である(表Ⅱ-11)。

表Ⅱ-11 技能・資格等の取得中種目の勉強開始時期

(%)				
計	寡婦等になる以前	寡婦等になった後 3年以内	寡婦等になった後 3年を越える	不明
100.0 (119)	5.0	37.8	45.4	11.8

現在の職業への活用の可能性の有無をどう判断しているかみてみると、可能性があるとしている者は56.3%である(表Ⅱ-12)。

表Ⅱ-12 技能・資格等の取得中種目の現在の職業への活用の可能性

(%)			
計	あ	な	不
り	し	明	
100.0 (119)	56.3	40.3	3.4

3 取得希望の技能・資格等

(1) 希望者の年齢と就業の有無

これから職業のための技能・資格等を身につけたいとする者は19.8%であり、年齢階級別では20代が最も多く36.0%であり、30代24.7%、40歳～44歳層18.9%であり、年齢が若いほどその割合は高い(表Ⅱ-1)。

就業の有無別にみると、就業者では取得希望者が19.7%、非就業者では21.1%である(表Ⅱ-2)。

(2) 希望する技能・資格等の種類と勉強開始時期

希望の最も多い種目は「調理師・栄養士」24.0%で、次に「珠算・簿記・医療事務等」13.0%、「車の運転免許」12.3%、「洋裁・和裁・編物・手芸等」11.5%がつづいている(表Ⅱ-13)。

表Ⅱ-13 技能・資格等の取得希望種目

(%)												
計	教員	看護婦 助産婦 保健婦	保母	調理師 栄養士	タイプ 速記	珠算 簿記 医療 事務等	理容師 美容師	茶道 花道 書道 音楽等	洋和 裁物 編物 手芸等	車の 運転 免許	その他	不明
100.0 (576)	0.5	2.3	4.2	24.0	4.2	13.0	1.4	6.6	11.5	12.3	11.1	9.0

しかし、このような希望をもちながらも、81.3%の者が「いつ頃から勉強を始めるかメドが立たない」としており、その理由としては、「時間がない」46.2%、「お金がかかる」39.3%を挙げている(表Ⅱ-14)。

表Ⅰ-14 勉強開始時期とメドのたたない理由（取得希望者）

（第、M.A.）

計	メドがた たない	時間 が な い	お 金 が か か る	そ の 他	不 明	1年以内に はじめる	3カ月以内 にはじめる	不 明
100.0 (576)	81.3 (468)					9.0	7.6	2.1
	100.0	46.2	39.3	45.7	4.5			

注）下段はメドが立たない者を100.0とした構成比である。

Ⅳ 寡婦等になって困ったこと

寡婦等になった当時、調査対象者の81.7%の者が困ったことがあるとしており、その内容は親・兄弟等の経済的援助及び生活保護等を受けなければならないこと等「経済」に関することが59.6%で多く、「子供の教育・保育」に関すること38.0%、就いている仕事上の問題、仕事に就くことへの不安、職業訓練に関すること等「職業」に関すること23.8%が多い(表Ⅳ-1)。

表Ⅳ-1 寡婦等になった当時の年齢階級別困ったことの内容(寡婦等になった当時)

(%、M. A.)

寡婦等になった 当時の年齢 階級	計	あ り	経 済	職 業	子供の 教 育 保 育	住 居	遺産相 続・法 律相談	健 康	相 談 相手が いない	その他	な し
計	100.0 (2905)	81.7	59.6	23.8	38.0	19.9	6.3	11.3	11.9	4.2	18.3
19 歳 以下	100.0 (11)	72.7	54.5	18.2	9.1	9.1	9.1	9.1	—	—	27.3
20歳～29歳	100.0 (690)	80.9	60.6	26.5	43.9	25.5	4.9	9.0	10.1	4.1	19.1
30歳～39歳	100.0 (1510)	83.4	61.1	23.7	38.4	20.3	5.9	12.5	11.7	4.1	16.6
40歳～44歳	100.0 (446)	79.1	57.0	22.9	35.2	15.9	7.6	9.6	14.8	4.9	20.9
45歳～54歳	100.0 (236)	79.2	53.0	19.5	26.3	9.3	10.6	13.6	14.4	3.4	20.8
55 歳 以上	100.0 (12)	66.7	41.7	8.3	16.7	—	—	8.3	8.3	8.3	33.3

寡婦等になった年齢階級別にみると、30代で寡婦等になった者に困ったことがありとする者が最も多く、83.4%である。困ったことの内容は、どの年代も「経済」に関することが第1位で、「子供の教育・保育」に関することが第2位である。しかし、20代では「子供の教育・保育」「職業」問題を困ったこととしてあげている者の割合が他の年齢階級に比べると高い(表Ⅳ-1)。

また、現在困ったことがあるとする者は67.7%で、その内容は寡婦等になった当時と同じく、やはり「経済」34.5%、「子供の教育・保育」27.8%が多く、次に「健康」が17.1%である(表Ⅳ-2)。

表Ⅳ－２ 現在の年齢階級別困っていることの内容（現在）

（％、M.A.）

現在の 年齢階級	計	あ り	経 済	職 業	子供の 教 育 保 育	住 居	遺産相 続・法 律問題	健 康	相 談 相 手 が い ない	そ の 他	な し
計	100.0 (2905)	67.7	34.5	14.1	27.8	12.8	2.2	17.1	7.7	4.1	32.3
20歳～29歳	100.0 (203)	73.4	39.9	19.2	43.3	18.2	3.0	10.8	7.4	3.0	26.6
30歳～39歳	100.0 (962)	68.5	31.6	12.4	33.3	15.4	1.6	12.9	8.1	2.9	31.5
40歳～44歳	100.0 (831)	69.1	38.6	13.6	26.8	11.6	2.3	19.1	7.7	4.3	30.9
45歳～54歳	100.0 (816)	64.8	32.2	15.3	20.3	10.2	2.6	20.8	7.7	5.0	35.2
55歳以上	100.0 (93)	61.3	35.5	14.0	12.9	9.7	2.2	24.7	5.4	7.5	38.7

現在の年齢階級別にみると、困ったことがあるとする者は20代が73.4%で最も多く、次に40～44歳層69.1%、30代68.5%がつづき、55歳以上が61.3%となっている（表Ⅳ－2）。

また、20代では「経済」「職業」「子供の教育・保育」「住居」「遺産相続法律問題」の各項目について困ったことがあるとする者の割合が他の年齢階級の者より高く、「健康」問題、「相談相手がいらない」は少ない。

また、年齢が高くなるにつれて、「健康」問題の割合が増加している（表Ⅳ－2）。

V 集計結果表

- 第 1 表 年齢階級別子供の人数、親の扶養の有無
- 第 2 表 寡婦等になった理由別当時の年齢階級
- 第 3 表 一時金の種類別金額（寡婦等になった当時）
- 第 4 表 返済する義務を負った配偶者であった者の借財の有無
（昭和 49 年以降寡婦等になった者）
- 第 5 表 返済する義務を負った配偶者であった者の借財の金額
（寡婦等になった当時）
- 第 6 表 従業上の地位別職種
- 第 7 表 専門的・技術的職業従事者の内訳
- 第 8 表 産業別事業所規模（雇用労働者）
- 第 9 表 従業上の地位別配偶者であった者の従業上の地位
- 第 10 表 従業上の地位別健康状態
- 第 11 表 転職理由
- 第 12 表 技能・資格等の取得中種目の取得時期
- 第 13 表 勉強開始のメドが立たない理由

第1表 年齢階級別子供の人数、親の扶養の有無

(%)

子供の人数 親の扶養の有無	計	20歳 ～ 24歳	25歳 ～ 29歳	30歳 ～ 34歳	35歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 49歳	50歳 ～ 54歳	55歳 以上
計	100.0 (2905)	1.0 (28)	6.0 (175)	12.0 (348)	21.1 (614)	28.6 (831)	18.9 (548)	9.2 (268)	3.2 (93)
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1人	40.1	78.6	70.9	53.7	37.9	30.7	33.2	43.7	49.5
2人	42.8	17.9	24.6	36.5	45.3	50.1	44.7	38.8	28.0
3人以上	16.7	3.6	4.6	9.2	16.6	19.1	21.4	17.5	20.4
なし	0.3	—	—	0.6	0.2	0.1	0.7	—	2.2
親を扶養している	11.7	7.1	8.6	9.8	12.7	13.0	13.7	8.6	6.5
親を扶養していない	88.2	92.9	91.4	89.9	87.1	86.8	85.8	91.4	93.5
不明	0.2	—	—	0.3	0.2	0.2	0.5	—	—

第2表 寡婦等になった理由別当時の年齢階級

(%)

寡婦等に なった理由	計	19歳 以下	20歳 ～ 29歳	30歳 ～ 39歳	40歳 ～ 44歳	45歳 ～ 54歳	55歳 以上	
計	100.0 (2905)	100.0	0.4	23.8	52.0	15.4	8.1	0.4
死別	51.6 (1497)	100.0	0.1	13.2	51.4	21.4	13.2	0.7
病死	39.0 (1132)	100.0	0.1	10.3	48.7	24.4	15.5	1.0
労働災害死	3.7 (108)	100.0	—	25.0	61.1	8.3	5.6	—
交通事故死	6.1 (177)	100.0	—	22.6	57.6	13.6	6.2	—
その他の 事故死	2.8 (80)	100.0	1.3	16.3	62.5	15.0	5.0	—
離別	40.4 (1174)	100.0	0.6	36.4	52.0	8.3	2.8	—
遺棄・生死不明	3.5 (103)	100.0	—	23.3	60.2	13.6	2.9	—
その他	4.1 (119)	100.0	0.8	34.5	54.6	7.6	1.7	0.8
不明	0.4 (12)	100.0	8.3	8.3	33.3	41.7	8.3	—

第3表 一時金の種類別金額（寡婦等になつた当時）

(%)

一時金の金額	計	退職金 弔慰金等	労災保険金 生命保険金 損害賠償金等	財産分与 慰謝料 養育費等	その他	不明
計	100.0 (42.0) 100.0	38.1 (16.0) 100.0	42.4 (17.8) 100.0	11.7 (4.9) 100.0	3.1 (1.3) 100.0	4.8 (2.0) 100.0
50万円未満	24.5	24.4	15.7	46.9	92.3	5.0
50万円～ 100万円未満	11.7	13.8	9.6	16.3	—	10.0
100万円～ 500万円未満	34.5	35.6	39.4	24.5	7.7	25.0
500万円以上	25.2	25.0	32.0	10.2	—	20.0
不明	4.0	1.3	3.4	2.0	—	40.0

第4表 返済する義務を負つた配偶者であつた者の借財の有無
(昭和49年以降寡婦等になつた者)

(%)

計	寡婦等になつた当時					な し	不 明
	あ り	現 在					
		あ り	な し	不 明			
100.0 (85.7)	17.7	8.8	6.8	2.1	61.8	20.4	

第5表 返済する義務を負つた配偶者であつた者の借財の金額
(寡婦等になつた当時)

(%)

計	50万円未満	50万円～ 100万円未満	100万円～ 500万円未満	500万円以上	不明
100.0 (15.2)	34.2	12.5	31.6	19.1	2.6

第6表 従業上の地位別職種

(%)

従業上の 地 位	計	専門的 技術的 職 業 従事者	管理的 職 業 従事者	事 務 従事者	販 売 従事者	運 輸 通 信 従事者	技 能 工 生産工程 作 業 者	サービス 職 業 従 事 者	その他
計	100.0 (2602)	7.5	1.3	17.8	20.8	1.1	20.9	28.6	2.1
雇用労働者	100.0 (1897)	8.4	0.5	23.6	16.4	1.4	18.8	29.6	1.3
自営業主	100.0 (445)	5.2	2.7	0.4	45.4	—	8.5	32.4	5.3
家族従業者	100.0 (41)	2.4	—	14.6	31.7	2.4	9.8	34.1	4.9
内職者	100.0 (158)	3.2	—	3.2	3.2	—	89.2	1.3	—

注) 計には従業上の地位「その他」「不明」を含む。

第7表 専門的・技術的職業従事者の内訳

(%)

計	薬剤師	看護婦 保健婦 助産婦	栄養士	あんま師 はり師 きゅう師	教 員	保 母	注) その他	不 明
100.0 (194)	1.5	24.7	3.1	2.6	13.4	13.4	35.1	6.2

注) 茶道・花道・裁縫・手芸等の教授、医師等である。

第8表 産業別事業所規模（雇用労働者）

事業所規模	計	農 林	飲 業	建設業	製造業	卸 売	金 融	運 輸	電気ガス	サービ	公 務	その他	不 明
		水産業				小売業	保険業	通信業	水 道	ス 業			
計	100.0 (1897)	0.3 (6)	0.2 (3)	2.5 (48)	23.2 (441)	28.8 (547)	4.8 (91)	3.0 (57)	1.9 (36)	27.0 (512)	7.0 (132)	1.0 (19)	0.3 (5)
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
民間事業所	88.2	100.0	100.0	100.0	98.9	99.1	98.9	86.0	97.2	85.9	—	94.7	※
30人未満	53.0	66.7	33.3	75.0	46.0	72.5	34.1	35.1	36.1	54.9	—	68.4	※
30～99人	18.7	16.7	33.3	18.8	27.4	15.7	36.3	19.3	33.3	15.4	—	10.6	—
100～299人	9.4	16.7	—	4.2	15.6	6.8	9.9	8.8	16.7	9.2	—	5.3	—
300人以上	7.2	—	33.3	2.1	9.8	4.0	18.7	22.8	11.1	6.4	—	10.6	—
官 公 庁	10.6	—	—	—	0.9	—	1.1	8.8	—	12.1	100.0	5.3	※
不 明	1.2	—	—	—	0.2	0.9	—	5.3	2.8	2.0	—	—	※

注）※印は対象者数が少ないので算出しなし。

第9表 従業上の地位別配偶者であつた者の従業上の地位

調査対象者の 配偶者 であつた者の 従業上の地位	計	雇用労働者	自 営 業 主	家族従業者	内 職 者
計	100.0 (2602)	100.0 (1897)	100.0 (445)	100.0 (41)	100.0 (158)
雇 用 労 働 者	63.4	69.4	40.9	46.3	62.7
自 営 業 主	32.0	25.7	56.6	51.2	32.3
そ の 他	3.7	4.1	1.6	2.4	2.5
不 明	0.9	0.8	0.9	—	2.5

注）計には、従業上の地位「その他」「不明」を含む。

第10表 従業上の地位別健康状態

(%)

健康状態	計	雇用労働者	自営業主	家族従業者	内職者
計	100.0 (2602)	100.0 (1897)	100.0 (445)	100.0 (41)	100.0 (158)
良 い	40.8	40.4	43.8	34.1	38.6
普 通	46.4	47.8	41.1	58.5	42.4
悪 い	12.7	11.8	14.8	7.3	19.0
不 明	0.1	—	0.2	—	—

注) 計には従業上の地位「その他」「不明」を含む。

第11表 転職理由

(%, M.A.)

計	解雇		その他	自己都合	労働時間	長時間		通勤時間長い	収入が少ない	家庭の事情	乳幼児の保育	その他	技能・資格等を生かすため	安定した職場で働くため	職場の人間関係	健康上の問題	家業不振	その他	不明
	倒産					長い	時間帯												
100.0 (1,078)	6.0	3.4	2.6	77.6	7.4	5.1	2.7	3.0	28.8	20.0	9.0	11.8	2.5	19.3	3.5	16.1	1.9	13.0	1.5

第12表 技能・資格等の取得中種目の取得時期

(例)

取得時期	人 数	種目数	教 員	看護婦 助産婦 保健婦	保 母	調理師 栄養士	タイフ 速 記	珠 算 簿記 医療事 務 等	理容師 美容師	茶 道 花 道 書 道 音楽等	洋 裁 和 裁 編 物 手芸等	車 の 運 転 免 許	その他	不 明
計	100.0 (1001)	100.0 (1243)	100.0 (79)	100.0 (58)	100.0 (35)	100.0 (133)	100.0 (52)	100.0 (172)	100.0 (90)	100.0 (58)	100.0 (146)	100.0 (307)	100.0 (111)	100.0 (2)
寡婦等に なる以前	69.2	58.6	82.3	81.0	57.1	32.3	75.0	70.9	80.0	58.6	69.2	46.9	36.9	50.0
寡婦等に なつた以後	29.1	25.7	3.6	12.1	25.7	57.1	15.4	14.5	10.0	17.2	13.7	33.6	43.2	50.0
不 明	1.7	15.7	13.9	6.9	17.2	10.6	9.6	14.6	10.0	24.2	17.1	19.5	19.9	—

第13表 勉強開始のメドが立たない理由

(%, M. A.)

計	時間が な い	お金が か かる	受講料	受講中 の 生活費	家族の めんど うをみ るため	乳幼児	その他	どうした らよいか 方法がわ からない	適当な 場所に 施設が な い	その他	不 明
100.0 (468)	46.2	39.3	24.8	26.5	19.0	11.3	8.8	8.1	3.6	15.0	4.5

付

調査票 その1

行政管理局 第11155
昭和52年7月31日現在

秘

寡婦等就業実態調査票

(昭和52年5月)

調査票番号	調査票種別	調査票区分
調査員氏名		

労働省婦人少年局

1 家族状況

問1 家族状況

(1) 世帯主との続柄	(2) 年齢・生年月	(3) 扶養の有無	(4) 乳幼児の保育者 (就学前の子供についてのみ答える)	(5) 以下扶養 (養育についてのみ答える)	(6) 5月中心 収入を所与 仕事の有無	(7) 財産状況	(8) 介護 の必要 有無
1 本人(世帯主)	大昭和 年 月				イ あり ロ なし	イ 1日10円未満 ロ 10円以上	イ あり ロ なし
2	大昭和 年 月	イ あり ロ なし	イ 認可保育所 ロ 無認可保育所 ハ 幼稚園 ニ 本人 オ 家族 ヘ 知人 ト その他	イ 小学校 ハ 高校 ニ その他	イ ロ	イ ロ ハ	イ ロ
3	大昭和 年 月	イ ロ	イ ロ ハ ニ オ ヘ ト	イ ロ ハ ニ	イ ロ	イ ロ ハ	イ ロ
4	大昭和 年 月	イ ロ	イ ロ ハ ニ オ ヘ ト	イ ロ ハ ニ	イ ロ	イ ロ ハ	イ ロ
5	大昭和 年 月	イ ロ	イ ロ ハ ニ オ ヘ ト	イ ロ ハ ニ	イ ロ	イ ロ ハ	イ ロ
6	大昭和 年 月	イ ロ	イ ロ ハ ニ オ ヘ ト	イ ロ ハ ニ	イ ロ	イ ロ ハ	イ ロ

問2 住居の種類

- (1) 自宅
(2) 公営住宅・母子世帯内住宅
(3) 社宅・公務員住宅
(4) 民間の借家・間借
(5) 母子寮
(6) その他()

問7 一時金及び借財の有無の状況

(昭和49年1月以降貸付等になった者のみ)

(1) 寡婦等になった当時の一時金の受領の有無

イ あり ロ なし

種類 金額
① 約 円
② 約 円

(2) 借財の有無

イ 寡婦等になった当時

ア あり ロ なし

種類 金額
① 約 円
② 約 円

ロ 現在

ア あり ロ なし

種類 金額
① 約 円
② 約 円

問3 専従学歴

- (1) 小・高小・新中学 (2) 旧高女・新高卒
(3) 旧専門学校・短大卒以上
(4) その他()

問4 寡婦等になった理由

- (1) 死別 (2) 離別
イ 病死 (3) 遺棄・生死不明
ロ 労働災害死 (4) その他()
ハ 交通事故死
ニ その他()

問8 5月の家計費 約 円

問9 5月の家計維持手段

- (1) 本人の勤労収入 イ あり(約 万 千円) ロ なし
(2) 家族の勤労収入 イ あり(約 万 千円) ロ なし
(3) 不動産収入等 イ あり(約 万 千円) ロ なし
(4) 預貯金の引き出し イ あり(約 万 千円) ロ なし
(5) 配偶者であった者からの送金 イ あり(約 万 千円) ロ なし
(6) 実家からの送金 イ あり(約 万 千円) ロ なし
(7) 年金収入(1カ月分)
ア 国民年金(伊) 母子年金(伊) 母子福祉年金(イ) その他()
b 厚生年金 c 恩給等 d その他()
イ あり(約 万 千円) ロ なし
(8) 生活保障(1カ月分) イ あり(約 万 千円) ロ なし
(9) 児童扶養手当(1カ月分) イ あり(約 万 千円) ロ なし
(10) その他() イ あり(約 万 千円) ロ なし

問5 寡婦等になった年

昭和 年

問6 配偶者であった者の職業の従事上の地位

- (1) 自営業
(2) 雇用労働者
(3) その他()

調査書 その2

お泊り先	住所番号	電話番号

B 就業に関する状況及び意識等

問10 就業状況 (問1で記入を伴う仕事ありと答えた者のみ)

職種名	(1) 従事上の地位	(2) 通常の日の労働時間	(3) 5月中の就業状況	(4) 5月その月の労働時間(分)	(5) その仕事を始めた年	(6) 事業所の産業(内職その他をのぞく)	(7) 事業所規模(内職その他をのぞく)
①	イロハニホヘト 雇自営内 用客雇兼 労働従 従主業 者者者	時 分 ～ 時 分	イ所定休日(a日曜日 b日曜日以外) a 日, b 日 ロ前夜, 深夜の都合で休んだ日 ハイロ以外の理由で休んだ日 ニ就労日数 計	日 日 日 日 31日	昭和 円	年	イロハニホヘト 5 5 10 30 100 300 官 人 人 人 人 人 人 公 以 以 以 以 以 以 庁 上 上 上 上 上 上 下 9 29 99 299 上
②	イロハニホヘト 雇自営内 用客雇兼 労働従 従主業 者者者	時 分 ～ 時 分	イ所定休日(a日曜日 b日曜日以外) a 日, b 日 ロ前夜, 深夜の都合で休んだ日 ハイロ以外の理由で休んだ日 ニ就労日数 計	日 日 日 日 31日	昭和 円	年	イロハニホヘト 5 5 10 30 100 300 官 人 人 人 人 人 人 公 以 以 以 以 以 以 庁 上 上 上 上 上 上 下 9 29 99 299 上
計		実労働時間 時間 分	ハ1 実労働日数 ロ1 勤めなかった日数	日 日			

(雇用労働者のみ)

(9) 雇用形態	(8) フル・パートの別	(10) 通勤時間	(11) 賃金形態	(12) 社会保険の加入状況
イロハニ 常勤日雇 労働時間	イフル・パート ロパート・タイマー	分	イロハニ 日給 月給 時給 その他	イ健康保険 ロ厚生年金 ハ雇用保険 ニ労働保険 ホその他
①				
②				

問11 現在の主な仕事の入職経路

(問1で、記入を伴う仕事ありと答えた者で高卒等
になってから現在の仕事に就いた者のみ)

(a) 公的機関の紹介

- イ 公共職業安定所・内職相談センター等
- ロ 母子相談員・福祉関係者

(b) 親族・知人等の紹介

- イ 配偶者であった者が勤めていた会社・工場等に就職
- ロ 配偶者であった者の親類、知人の紹介
- ハ 本人の親類、知人の紹介

(c) 自己就職

- イ 新聞広告・チラシ類
- ロ 会社・工場の門前募集

(d) 家業だから

- イ 配偶者であった者(あるいは義父母)が業主
- ロ 実父母が業主
- ハ その他()

(e) その他

()

問12 転職希望の有無(問1で記入の伴う仕事ありと答えた者)

- (1) あり (2) なし (3) 現在失業中
- イ 転職希望あり
- ロ 転職希望なし

問13 転職希望の有無(問1で記入の伴う仕事なしと答えた者)

- (1) あり (2) なし (3) 現在就労中
- 飲んでいる理由 (主なもの2つまで)
- イ 家族のめんどうをみるため(ニ育児見) ロ その他()

ロ 労働時間短縮が合わないため

ハ 勤務のため

ニ 技能等を習得中のため

ホ 雇ってくださるところが少いため

ヘ 職場で働く自信がないため

ト その他()

問14 転職希望、就業希望の内容と求職状況

(問12, 問13で転職希望、就業希望ありと答えた者)

- (1) 希望する従事上の地位 (4) 希望する労働時間
- イ 雇用労働者 時 分
- ロ その他
- (2) 求職活動の有無 時 分
- イ あり あるいは
- ロ なし 1週(月)間のうち
- (3) 求職活動の方法 日 間
- イ 公共職業安定所に求職中
- ロ 会社、工場等を訪問
- ハ その他()

調査票 その3

石油採掘名	地点番号	一連番号

問15 富岡等になるまでの職業経験の有無と富岡等になった当時の就業状況

(1) 富岡等になるまでの職業経験(1年以上)の有無

イ あり

ロ なし

最も長く従事していた仕事の

① 従業上の地位	イ 雇用労働者 ロ 自営業主 ハ 家族従業者
	ニ 内職 ホ その他
② 職 種	
③ 従業年数	年 (昭和 年 から 年まで)

(2) 富岡等になった当時の就業の有無

イ あり

ロ なし

主な仕事の

① 従業上の地位
イ ロ ハ ニ ホ
② 職 種
③ 従業年数
年

その他の就業の有無

(1) あり

問えし

① 従業上の地位
イ ロ ハ ニ ホ
② 職 種

(3) 転職の有無

イ あり

ロ なし

ハ 退職

(4) 現在までの転職回数

イ 1回

ロ 2~3回

ハ 4~5回

ニ 6回以上

→ (5) 一昔最後の転職理由(主なもの二つまで)

イ 解雇 (a 解雇 b その他)
ロ 自己都合
a 労働時間 (a) 長い (b) 時給高
b 通勤時間が長い
c 収入が少ない
d 家庭の事情
(a) 乳幼児の保育 (b) その他
e 塾・習字等をいかすため
f 安定した職場で勤くため
g 職場の人間関係
h 健康上の問題
ハ 家族不睦
ニ その他 ()

(5) 転職の理由(新しいものから3つまで)

	イ 職 種	ロ 従業上の地位	ハ 就業期間
①		イ ロ ハ ニ ホ	
②		イ ロ ハ ニ ホ	
③		イ ロ ハ ニ ホ	

問16 就業の理由(主なもの一つ)

(問15で収入を伴う仕事ありと答えたと及び問13で就業希望ありと答えた者)

(1) 生活を支えるため

(2) 子供の学費を得るため

(3) 生活をより豊かにするため

(4) 自身の能力をいかすため

(5) その他 ()

問17 就業継続意欲(主なもの一つ)

(問15で収入を伴う仕事ありと答えたと及び問13で就業希望ありと答えた者)

(1) 子供が一人前になるまで働きたい

(2) 再婚するまで働きたい

(3) 60歳くらいまで働きたい

(4) 体力がつかなくなり働きたい

(5) わからない

(6) その他 ()

調査票 その4

町道町保名	地点番号	一連番号

Ⅲ 職業のための資格及び職業訓練

問18 職業のための資格・免許・技能の保有状況と取得(修得)希望者の希望項目等

	(1) 既に取得している項目	(2) 取得中の項目	(3) これから取得したいと思う項目	④ 勉強のめどが立たない理由 (a) 時間が足りない(受講可能時間帯 時 → 時) (b) お金がかかる 1. 受講料 2. 受講中の生活費 (c) 家族のめんどうをみるため 1. 乳幼児 2. その他() (d) どうしてもよい方法がわからない (e) 適当な場所に見当がいない (f) その他()
イ 種 目				
ロ 取得(修得)時期	年 月 年 月			
ハ 勉強(訓練)開始時期		年 月	a 3か月以内にはじめる b 1年以内にはじめる c ノドが立たない	
ニ 取得(修得)方法	a 学校 b 公共職業訓練 c 専修学校・各種学校 d 通信教育 e その他()	a b c d e	a b c d e	
ホ 取得(修得)に必要期間	a 3か月未満 b 3か月～6か月未満 c 6か月～1年未満 d 1年以上	a b c d	a b c d	
ヘ 現在の職業への活用の有無	a あり b なし	a b	(活用の可能性) a b	
ト 取得(修得)理由				

Ⅳ その他

問19 事情等になったことが原因で困ったことの有無とその解決策 (該当する項目すべて)

	イ 経 済	ロ 職 業	ハ 子供の教育・保育	ニ 住 居	ホ 遺族相続 法務問題	ヘ 健 康	ト 相談相手がいらない	チ その他()
(1) 専断等になった当時								
(2) 現在								
その解決策								

寡婦等就業実態調査結果報告書

昭和53年3月25日 印刷

昭和53年3月31日 発行

発行者 労働省婦人少年局

東京都千代田区大手町1-3-1

印刷所 有限会社

三 誓 社